



内容

I. 付加価値税

- 付加価値税の還付に関する 2016年11月3日付税務総局発行オフィシャルレター5087/TCT-KK号
- 税制に関する 2016年11月21日付税務総局発行オフィシャルレター5361/TCT-CS号

II. 法人税

- 税制に関する 2016年10月27日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター66802/CT-TTHT号
- JBAH 協会会費の損金算入に関する 2016年11月4日付財務省発行オフィシャルレター15725/BTC-CST号

III. 個人所得税

- 個人所得税申告・納付における労働者分の組合費に関する 2016年10月27日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター66085/CT-HTR号
- 税制に関する 2016年9月14日付ホーチミン市税務局発行オフィシャルレター8869/CT-TTHT号

IV. 外国契約者税

- 商標使用権取引に対する外国契約者税（FCT）に関する 2016年11月7日付財務省発行オフィシャルレター15888/BTC-CST号

V. 税務管理

- 企業の支店、駐在員事務所、事業所の活動を停止する手続きに関する 2016年10月31日付ハノイ税務発行オフィシャルレター67411/CT-TTHT号

VI. その他

- 輸出品向け包装に使用する材料の輸入手続きに関する 2016年10月26日付税関総局発行オフィシャルレター1458/GSQL-GQ2号
- 廃棄物に対する税制に関する 2016年10月28日付税務総局発行オフィシャルレター10193/TCHQ-TXNK号
- 地域別最低賃金に関する 2016年11月14日付政府発行政令 153/2016/ND-CP号



I. 付加価値税

付加価値税の還付に関する 2016 年 11 月 3 日付税務総局発行オフィシャルレター 5087/TCT-KK 号

通達 26/2015/TT-BTC 号の第 1 条第 12.c 点によると、控除方式によって付加価値税を納付している企業が清算を行う際、まだ控除されていない仕入 VAT は還付される。但し、本規定は売上 VAT が発生している場合に適用される。

通達 26/2015/TT-BTC 号の第 1 条第 12.c 点及び通達 219/2013/TT-BTC 号の第 14 条 1 項によると、売上 VAT が発生していない企業が清算を行う際、購入インボイス（事務所賃貸費、電気代、水道代、電話代など）の仕入 VAT は控除・還付されない。

付加価値税制に関する 2016 年 11 月 21 日付税務総局発行オフィシャルレター 5361/TCT-CS 号

本オフィシャルレターによると、国内企業が海外企業からの委託を受け、商品を保税倉庫に輸入し、他の海外企業へ輸出する場合、かつ委託手数料のみを受け取る（海外企業同士が取引に関する支払を行う）場合、この委託手数料は通達 219/2013/TT-BTC 号の第 9 条第 2 項の条件を満たせば付加価値税を免除される。

II. 法人税

税制に関する 2016 年 10 月 27 日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター 66802/CT-TTHT

通達 219/2013/TT-BTC 号の第 9 条によると、非関税地域で販売される商品に対する付加価値税 0% の条件の 1 つは、税関手続きを実施することであり、税関手続きを実施しない場合、行政違反により処罰される。（2013 年 10 月 15 日付の政令 127/2013/ND-CP により）

しかし輸出加工企業がベトナム国内企業から商品を購入する際には税関手続きを実施しない場合でも、通達 96/2015/TT-BTC 号の第 4 条に従った請求書があり、控除条件を満たせば損金算入が認められる。

また通達 219/2013/TT-BTC 号の第 16 条に基づき、下記の場合には税関手続きを実施する必要はない。

+ 輸出サービス

+ 電子商取引でソフトウェア輸出（オンラインダウンロード）をする場合。（ただし、購入者が電子貿易法に関する規定に則りサービスを受領したことを確認出来なければならない。）



+ 海外又は非税関地域における建設・設置工事

+ 輸出加工企業の運営維持のため、電気、水道、事務用品及び商品（飲料品、衣類、消費材など）を提供する場合。

JBAH 協会会費の損金算入に関する 2016 年 11 月 4 日付財務省発行 15725/BTC-CST 号

本オフィシャルレターによると、企業が支払うホーチミン日本商工会（JBAH）への会費について、JBAH が定める規定を超えず、JBAH 押印済みのレシートがある場合、法人税の損金算入が認められる。

個人所得税については、JBAH に参加する企業の代表個人は個人所得税の対象にならない。但し個人が JBAH から現金又はその他便益を受領する場合、当該費用は規定により個人所得税の対象になる。

III. 個人所得税

個人所得税申告・納税における労働者負分の組合費に関する 2016 年 10 月 27 日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター66085/CT-HTr 号

現在、通達 111/2013/TT-BTC によると、個人所得税算出にあたり免税・減税できる項目は下記のとおりである。

第 2 条第 2 項の規定による手当金

第 3 条の規定による免税所得

第 9 条の規定による扶養者控除

労働者が負担する組合費（給与の 1%）は上記の対象にならない為、個人所得税算出時の免税・減税対象にはならない。

税制に関する 2016 年 9 月 14 日付ホーチミン市税務局発行オフィシャルレター8869/CT-TTHT 号

本オフィシャルレターによると、外国人の労働許可書申請費用に関して、労働契約書に企業負担の旨が明記され、必要証憑（社名、住所、税コード）がある場合、当該費用は個人所得税の対象にならない。



IV. 付加価値税

商標使用権取引に対する外国契約者税（FCT）に関する 2016 年 11 月 7 日付 財務省発行オフィシャルレター15888/BTC-CST 号

ベトナム現地法人与外国企業とで商標使用権の譲渡契約を締結した場合、当該取引が貿易権移転（貿易法の範囲内で行われなければならない）や、知的所有に関する技術提供（技術移転法の範囲内で行われなければならない）ではなく、知的所有法による取引である為、当該契約により発生する売上は下記の通り外国契約者税の課税対象となる。

- 法人所得税（CIT）については、通達 103/2014/TT-BTC 号第 13 条第 2a 項に従い、外国企業は課税対象となる売上の 10%を支払うことになる。

- 付加価値税（VAT）については、控除法に基づき VAT 申告をする場合は、外国企業は売上の 10%にあたる VAT を支払わなければならない。一方、直接法に基づき VAT 申告をする場合は、外国企業は課税対象売上の 5%にあたる VAT を支払うことになる。

OL 15888 発行日（2016 年 11 月 7 日）以前に発生した取引に関して、OL15888 に記載されない方法で VAT 及び CIT が申告・納税していた場合においては、遡って修正する必要はない。しかし未申告もしくは申告済みであるが未納税の場合、OL15888 の案内に従い外国契約者税を申告・納税する必要がある。

V. 税務管理

企業の支店、駐在員事務所、事業所の活動を停止する手続きに関する 2016 年 10 月 31 日付ハノイ税務発行オフィシャルレター67411/CT-TTHT 号

2016 年 4 月 12 日付オフィシャルレター2705/BKHDT-DKKD 号のガイダンスに基づき、企業が支店、駐在員事務所、事業所の活動を停止するが、税コード登録をまだしていない状態であった場合、税コードの登録手続きは不要である一方、政令 78/2015/ND-CP 号の第 60 条に基づき、投資計画局の事業登録部門に活動停止手続きを提出する必要がある。

なお税務局と投資計画局にて事業登録がされているため、支店、駐在員事務所、事業所はそこで税コードの登録有無を確認出来る。従って、企業は活動停止に伴い確認証明書を申請する必要がない。



VI. その他

輸出品向け包装に使用する材料の輸入手続きに関する 2016 年 10 月 26 日付 税関総局発行オフィシャルレター1458/GSQL-GQ2 号

通達 38/2015/TT-BTC 号の第 54 条第 4 項に基づき、輸出品向け包装に使用する材料・包装は「輸出品を生産するために輸入する原材料」と定義される。従って、輸入手続きは輸出品を生産する為に原材料を輸入する手続きと同様に実施しなければならない。

また輸出税、輸入税法 107/2016/QH13 の第 16 条第 7 項及び 2016 年 9 月 1 日付政府発行政令 134/2016/NĐ-CP 号の第 12 条によると、輸出品を生産するための輸入原材料は輸入税の免税の対象になる。

廃棄物に対する税金に関する 2016 年 10 月 28 日付税関総局発行 10193/TCHQ-TXNK 号

通達 38/2015/TT-BTC 号の第 114 条第 7. c 点によると、ベトナムから輸出された製品がベトナムへ返品・国内処分される場合、又は製品は輸出前であるが、製品・半製品・原材料の品質が悪く国内で処分する必要がある場合、処分された製品や原材料等の輸入にかかる税金について下記の通り規定される。

- ・ 輸入税：免税及び還付対象外である。輸入税を還付された場合は再度徴収される。
- ・ 付加価値税：課税対象外である。しかし、その後ベトナム国内への販売が発覚した場合、付加価値税が徴収される。（通達 Circular 119/2014/TT-BTC の第 3 条 1 項に基づく）

地域別最低賃金に関する 2016 年 11 月 14 日付政府発行政令 153/2016/ND-CP 号

当該法令によると、2017 年以降の地域別最低賃金は下記の通りとなる（ベトナムドン表示）。

地域	2017 年 1 月 1 日以降の最低賃金(月額)	現在の最低賃金(月額)	増加額
地域 I	3,750,000	3,500,000	250,000
地域 II	3,320,000	3,100,000	220,000
地域 III	2,900,000	2,700,000	200,000



地域 IV	2,580,000	2,400,000	180,000
-------	-----------	-----------	---------

なお、従来通り上記の最低賃金は職業訓練（社内の職業訓練を含む）を受けていない単純労働者のみ適用となり、職業訓練を受けた労働者に対する最低賃金は上記賃金に加え 7%増額する必要がある。

本政令は 2017 年 1 月 1 日より有効になり、2015 年 11 月 14 日付政令 122/2015/ND-CP 号に代わる。



I-GLOCAL CO., LTD.

VINA BOOKKEEPING CO., LTD

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1, HCMC, Vietnam

Tel: +84 8 3827 8096 Fax: +84 8 3827 8097

Takayuki Jitsuhara (真原): takayuki.jitsuhara@i-glocal.com

Vo Tan Huu: vo.tan.huu@i-glocal.com

Tran Nguyen Trung: tran.nguyen.trung@i-glocal.com

Le Quoc Duy: le.quoc.duy@i-glocal.com

Cao Hoang Vuong: cao.hoang.vuong@i-glocal.com

Tran Cong Hung: tran.cong.hung@i-glocal.com

Duong Quynh Nga: duong.quynh.nga@vinabookkeeping.com

Hanoi Office

R.1206, 12th Floor, Indochina Plaza Hanoi Tower, 241 Xuan Thuy, Cau Giay Dist., Hanoi, Vietnam

Tel: +84 4 2220 0334 Fax: +84 4 2220 0335

Naoki Fukumoto (福本): naoki.fukumoto@i-glocal.com

Ta Huong Ly: ta.huong.ly@i-glocal.com

Nguyen Thi Dung: nguyen.thi.dung@vinabookkeeping.com

Website: <http://www.i-glocal.com>

<http://www.vinabookkeeping.com>